

日野町スポーツ・芸術文化大会 出場激励金制度

町ではスポーツ・芸術文化の振興を目的に、各種大会に出場される方(団体)に対し激励の気持ちをこめ、ささやかではありますが出場激励金を交付しています。(予算の範囲内の交付)

交付要件を満たされる方(団体)は、積極的に制度をご利用ください。(別途申請が必要です)

交付要件

- 次の①～③のいずれかに該当し、表中の大会に出場される方(団体)
- ①町内に住所がある方
 - ②町内の小学校または中学校を卒業した方で、国際大会に出場される方
 - ③町内の高等学校に在籍している方



交付要件を満たされる場合は、激励金交付申請書に次の①～③の書類を添えて、役場2階教育委員会事務局生涯学習課まで提出してください。申請時には印かん(朱肉を必要とするもの)もご持参ください。

添付書類

- ①大会実施要綱
- ②予選会等の成績表
- ③大会出場者名簿(大会参加申込表等)
※申請期限は各年度末です。(平成29年度の大会に出場される場合は、必ず平成29年度中に申請してください)
※大会に出場された後でも、大会の開催された年度中であれば、激励金の交付が可能な場合があります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

大会区分		交付対象	算定基準	交付額	
スポーツ大会	国際大会	オリンピック大会		開催地が国外の場合 1人につき 50,000円 開催地が国内の場合 1人につき 30,000円	
		世界選手権大会・アジア大会		開催地が国外の場合 1人につき 20,000円 開催地が国内の場合 1人につき 10,000円	
		その他競技団体が開催する国際大会		開催地が国外の場合 1人につき 10,000円 開催地が国内の場合 1人につき 5,000円	
		全国大会	個人	1人につき	5,000円
	団体		3人以下	1人につき	5,000円
			4～9人	1団体につき	20,000円
		10人以上	1団体につき	30,000円	
	近畿大会 (義務教育就学中のみ)	個人	1人につき	3,000円	
		団体	3人以下	1人につき	3,000円
	4人以上		1団体につき	10,000円	
芸術文化大会	国際大会	開催地が国外の場合 1人につき 20,000円 開催地が国内の場合 1人につき 10,000円			
		個人	1人につき	5,000円	
	団体		3人以下	1人につき	5,000円
			4～9人	1団体につき	20,000円
		10人以上	1団体につき	30,000円	
	近畿大会 (義務教育就学中のみ)	個人	1人につき	3,000円	
		団体	3人以下	1人につき	3,000円
	4人以上		1団体につき	10,000円	

お住まいのリフォームなどをお考えの方へ

「住宅リフォーム促進事業」を

ご利用ください



「経済活性化対策日野町住宅リフォーム促進事業」を平成29年度も実施します。

「お風呂や台所を直したい」「汚れた壁紙を張り替えたい」「雨漏れする屋根を葺き替えたい」など、日野町にお住まいの皆さんが、住宅の修繕・改修・補修工事(住宅リフォーム)などを行う場合に、その経費の一部を商品券で助成します。この事業により、町内の建築業、商業など関連産業への民間需要を呼び起こし、個人消費を促して地域経済の活性化を図っていきます。

対象住宅

自らが所有し、居住している住宅。
共同住宅等は専有部分のみ対象(借家、賃貸、売却が目的の住宅は除く)。

申し込みできる方

*次の要件をすべて満たす方
・町内に住所を有し、居住されている方

リフォーム実施例



申し込みの条件

*次の条件をすべて満たすもの
・町内に本社を有する法人か個人の施工業者を利用

・助成対象住宅を所有されている方(同一世帯の方を含む)
・他の制度の補助などを受けていない方

・町税や使用料や町の各種融資の償還に滞納がない方
・平成26、27、28年度にこの事業の助成を受けておられない方(この年度に助成を受けたことがない住宅)

・対象の工費が20万円以上
・交付決定後に着手し、年度内に完了する工事

・公共下水道、農村下水道供用開始区域内の住宅で、未接続の場合は、下水道への接続が条件です

【対象工事】

*次のいずれかに該当するもの
・老朽化、災害等による住宅の修繕、改修、補修の工事
・住宅の様様替えのための工事
・トイレ、台所、浴室等の公共下水道関連工事
・対象建物への防犯機能の付与および強化のための工事
・日野祭を見るための桟敷窓設置

助成金額

対象工事費の10%(千円未満切り捨て※最高10万円)

交付方法

町が指定する商品券で交付

助成金の交付申請の方法

【申請書の受付】
4月17日(月)から先着順で随時受け付けます。

【申請に必要な書類】

・住宅リフォーム助成金交付申請書および同計画書
・リフォーム工事をする建物の固定資産評価証明書など

・町税等の完納証明書
・工事見積書(見積金額の内訳が確認できるもの)

・リフォーム工事前の住宅の写真(工事予定箇所がわかるように撮ってください)

・申請者の住民票

申請書など必要書類は商工観光課にて配付し、町ホームページにも掲載します。申請方法等わかりにくい場合は、住宅リフォームの概要書類(見積書、図面等)をご持参の上、商工観光課へご相談ください。

その他

工事は、交付決定後に着手し、年度内(平成30年3月31日まで)に完了しなければなりません。また、助成金の増額による変更承認申請はできません。

なお、空き家の有効活用による定住促進および地域の活性化を図るため、空き家の改修等に係る費用についても助成の対象となります。

この場合、日野町空き家情報登録制度に登録されている物件に限りますので、詳細については役場企画振興課へお問い合わせください。